

(裏面)

(2) 当面の運転資金等の状況等

| | | | | | | | |
|---------------------------|-------------|---|-----------------------|-----------|---|-------------|-------------|
| 当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分)) | 8,600,000 円 | + | 今後6か月間に予定されている臨時支出等の額 | 300,000 円 | = | 当面の支出見込額(⑬) | 8,900,000 円 |
|---------------------------|-------------|---|-----------------------|-----------|---|-------------|-------------|

(3) 現金・預貯金残高

| | | | | | |
|----|-----------|-----|-------------|--------------|-------------|
| | 金額 | | 金額 | 現金・預貯金の合計(⑭) | 1,100,000 円 |
| 現金 | 100,000 円 | 預貯金 | 1,000,000 円 | | |

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

| | | | | | | | |
|--------------|-----------|---|-----------|-----|---|-----|-----------|
| (①+②)納付すべき国税 | 500,000 円 | - | (⑮)納付可能金額 | 0 円 | = | 猶予額 | 500,000 円 |
|--------------|-----------|---|-----------|-----|---|-----|-----------|

今後想定される臨時的な支出額を記載してください。確定していない場合は概算で構いません。

通帳や帳簿等を参考に、現在お持ちの現金・預貯金の額を記載してください。
なお、今後回収見込みの売掛金や貸付金などを考慮する必要はありません。

納付可能金額が算出された場合には、納期限までに納付していただく必要があります(困難な場合は徴収担当職員にご相談ください)。

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。

※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞税が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

チェックがあると、特例猶予が不許可となった場合でも、申請日に換価の猶予申請がされたものとして審査を行いますので、チェックをしてください。

「収入及び支出の記載方法」

お手持ちの帳簿や試算表から最近の収支状況を記載します。

| 項目 | 令和 2 年(当年) | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | 2 月 | 3 月 | 5 月 |
| ② 収入 | | | |
| 売上 | 1,800,000 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 小計 | ③ 1,800,000 | ④ 1,500,000 | ⑤ 1,500,000 |
| ③ 支出 | | | |
| 仕入 | 1,000,000 | 800,000 | 800,000 |
| 販売費/一般管理費 | 150,000 | 100,000 | 100,000 |
| 借入金返済 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| ④ 生活費(※) | 250,000 | 250,000 | 250,000 |
| 小計 | ⑨ 1,600,000 | ⑩ 1,350,000 | ⑪ 1,350,000 |

① 令和2年2月以降で、前年同月と比べて収入が減少している月を1月以上記載します。連続した月でなくても構いません。また、月の途中(21日～翌日20日など)の計算でも差し支えありません。

② 収入には、事業収入のほか、給与収入など定期的なものを含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含みません。

③ 支出には、その月において実際に支払った(支払が予定される費用)を記載します。減価償却費など実際に支払われない費用は含みません(休業等により通常より支出が減少している場合は、それ以前の任意の期間の支出を記載して差し支えありません。)

④ 個人事業者の方は、事業の支出以外に個人的な生活費も記載します(法人の場合は生活費は支出に該当しないので記載しません。)


猶予制度に関してご質問等がありましたら、国税庁ホームページに掲載しているFAQをご覧ください。また、「国税局猶予相談センター」にお気軽にお電話でお問合せください。

○ 国税局猶予相談センターのご案内

【受付時間】 8時30分～17時00分(土日祝日除く。)

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予 検索

